

**仙台市一般廃棄物処理基本計画
改定中間案（案）
【概要版】**

1. 概要

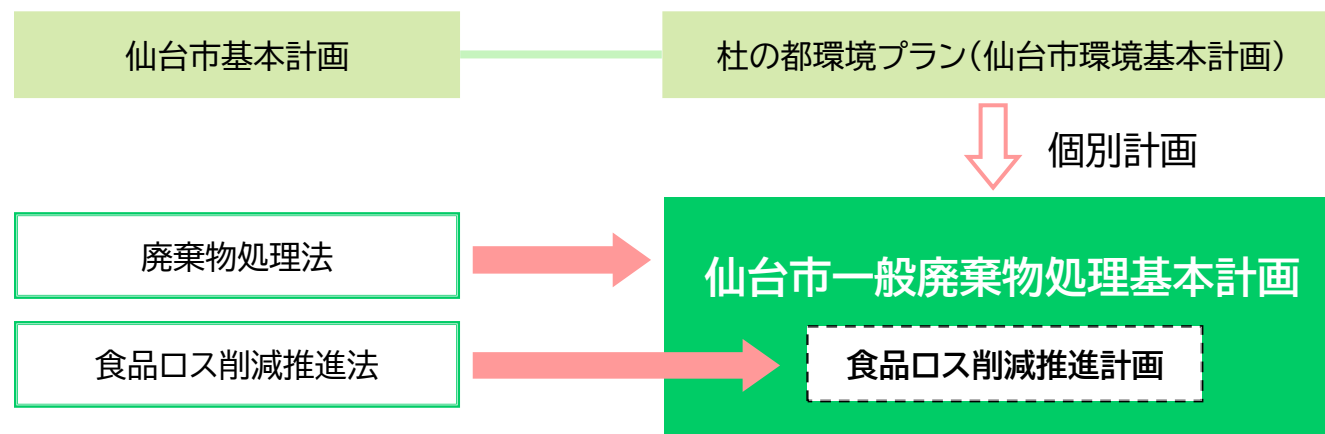
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性を定めるものであり、杜の都環境プランの個別計画として策定するものである。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包している。

計画期間(令和3年度～令和12年度)の中間年度となる令和7年度に中間見直しを行うこととしており、本計画の改定について令和7年6月6日に仙台市廃棄物対策審議会へ諮問した。

今般、令和7年度第1回審議会において議論した中間評価の結果や中間見直しの方向性を踏まえ、中間案(素案)をとりまとめた。

<図表1> 計画の体系



2. 計画の構成及び主な見直し事項

<図表2> 計画の構成及び主な見直し事項

第1章 基本事項

1. 計画の位置づけ
2. 計画期間
3. 改定の趣旨
4. 計画推進の主体
5. 計画の進行管理と施策の推進

○社会情勢の変化等の反映

第2章 前計画の総括と今後の課題

1. 前計画の総括
2. 将来ごみ量の見通し
3. 廃棄物処理に関する動向と今後の課題

○「前計画の総括」→「中間評価」
として全面更新

第3章 基本目標・施策の体系

1. 基本的な考え方と方向性
2. 基本目標
3. 基本方針と施策の体系

○基本的な考え方、基本目標、基本
方針の一部見直し
○施策・取り組みの追加・変更 等

第4章 生活排水処理に関する事項

1. 処理の方向性
2. し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し
3. 実施・検討すべき施策

3. 主な改定内容

3-1. 基本的な考え方の一部見直し

国が令和6年8月に策定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」において国家戦略として位置付けられた循環経済への移行、「仙台市ダイバーシティ推進指針（令和7年3月策定）」に基づくダイバーシティまちづくりの視点について、それぞれ＜図表3＞のとおり本計画の基本的な考え方に取り入れるるとともに、基本方針・施策等へ反映する。

＜図表3＞「基本的な考え方」改定案

“杜の都の資源”を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして

限りある資源の大切さが認識され、無駄なく循環的に利活用されることで、杜の都の良好な環境を維持し、住みやすさを感じることができるまちを目指して、世代や国籍の違い、障害の有無なども含め、誰もがものを大切に使い、資源とごみの分別などの3Rに取り組めるよう、市民や事業者など多様な主体と協働して、循環経済への移行に向けた意識醸成・行動変容を推進するとともに、安全で安定的な廃棄物処理体制を確保します。

3-2. 基本目標の一部見直し

1) 基本目標の進捗状況

<図表4> 基本目標の進捗状況

評価基準 ○：達成に向け進捗している △：一部遅れている ×：遅れている

基本目標	基準値 令和元年度	実績値 令和6年度	中間目標 令和7年度	最終目標 令和12年度	評価
①ごみ総量	37.3万トン	33.6万トン	35万トン	33万トン	○
②最終処分量	5.2万トン	4.2万トン	4.9万トン	4.6万トン	○
③1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	463グラム	417グラム	430グラム	400グラム	○
④家庭ごみに占める 資源物の割合	42.5%	45.5% ※	35%	30%	△

※令和5年度に製品プラスチック一括回収を全市で開始したことに伴い、当該年度から製品プラスチックを資源物として計上している。

基本目標のうち、①ごみ総量、②最終処分量、③1人1日当たりの家庭ごみ排出量については中間目標を達成する見込み。一方、④家庭ごみに占める資源物の割合については、高止まりで推移しており、さらなる分別徹底に向けた取り組みの強化が必要。

3-2. 基本目標の一部見直し

2) 基本目標②最終処分量

令和6年度実績値において、すでに最終目標を達成する見込みであることから、＜図表5＞のとおりに最終目標値を改める。

＜図表5＞最終目標改定案

基本目標	令和6年度 実績値	当初	改定案
		令和12年度 最終目標	
②最終処分量	4.2万トン	4.6万トン	4.0万トン

▲6千トン
→

[改定案の考え方]

焼却灰と直接埋立の合計値である最終処分量は減少傾向にあり、ごみ総量に対する最終処分量の割合（最終処分率）も令和元年度の13.8%から令和6年度には12.6%まで低下している。

令和6年度の最終処分率により最終目標を改めると5千トン減の4.1万トンとなるが、さらなる分別徹底の施策・取り組みの強化による削減効果を加味し、6千トン減の4.0万トンを目指すこととする。

※その他の基本目標については、今回見直しは行わず、引き続き最終目標の達成に向けた取り組みの推進・強化を図る。

3-3. 基本方針と施策・取り組みの一部見直し

1) 基本方針と施策の体系

循環経済への移行を見据え、＜図表6＞のとおり基本方針1を改定する。

＜図表6＞ 基本方針と施策の体系

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rと循環経済への移行の推進

改定

施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

施策4 社会環境の変化への対応

施策5 環境美化の推進

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策6 ごみの適正処理体制の確立

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

3-3. 基本方針と施策・取り組みの一部見直し

2) 施策ごとの実施・検討すべき取り組みの主な変更点(1)

中間評価の結果及び社会情勢等の変化を踏まえ、計画期間後期において実施・検討すべき取り組みの変更点について、＜図表7＞のとおり整理する。

＜図表7＞ 施策ごとの実施・検討すべき取り組み(1/3)

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rと循環経済への移行の推進

施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

1-1 プラスチックごみの削減〔重点〕

粗大プラスチックのリサイクル手法の検討 **新規**

1-2 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル〔重点〕

〔食品ロス削減の取り組み〕

3010運動の推進・食べ残しの持ち帰りの推奨等、食品ロス削減の意識向上の啓発 **変更**

〔生ごみ削減の取り組み〕

事業系食品廃棄物のリサイクル推進 **新規**

1-3 緑のリサイクル〔重点〕 落ち葉の堆肥化モデル事業等の実施 **変更**

1-4 資源を効率的・循環的に利用する循環経済への移行の推進〔重点〕 **新規**

・リサイクル製品の「地産地消」の推進 **新規**

・資源の水平リサイクルの推進 **新規**

・民間事業者と連携した回収拠点のさらなる利用促進 **新規**

・地域内のリペア・リユース事業者との連携推進 **新規**

新規 ……新たに実施・検討する事項 **変更** ……取り組みの強化等、内容の一部を変更する事項

3-3. 基本方針と施策・取り組みの一部見直し

2) 施策ごとの実施・検討すべき取り組みの主な変更点 (2)

<図表7> 施策ごとの実施・検討すべき取り組み (2/3)

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rと循環経済への移行の推進

施策2 ごみの適正排出と分別の促進

2-1 雑がみ・プラスチック資源等の分別徹底 [重点]

- ・資源循環の「見える化」等による分別意識の醸成 **新規**
- ・小型充電式電池(リチウムイオン電池等)の排出ルールの周知強化 **新規**

基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

3-2 環境教育の推進 [重点] 環境学習・啓発拠点の整備の検討 **新規**

3-3 外国人や若年層への周知・啓発

- 外国人住民の交流の場等における周知・啓発の検討 **新規**

施策4 社会環境の変化への対応

4-2 地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり

- 家庭ごみ集積所の設置・維持・管理に関する新たな支援制度の創設 **変更**

施策5 環境美化の推進

5-2 地域清掃や集積所管理の推進

- ・家庭ごみ集積所排出実態調査のあり方の検討(クリーン仙台推進員との協働) **変更**
- ・「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」(表彰制度)のあり方の検討 **変更**
- ・家庭ごみ集積所の設置・維持・管理に関する新たな支援制度の創設 [再掲] **変更**

3-3. 基本方針と施策・取り組みの一部見直し

2) 施策ごとの実施・検討すべき取り組みの主な変更点 (3)

<図表7> 施策ごとの実施・検討すべき取り組み (3/3)

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策6 ごみの適正処理体制の確立

6-1 処理施設の整備計画

- ・今泉工場建替事業の推進 **新規**
- ・ペット斎場建替事業の検討 **新規**

6-3 ごみ処理手数料のあり方に関する検討

処理原価等を踏まえた手数料の見直しの検討 **変更**

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保